５－３　港湾工事等潜水作業従事者配置要領

港湾工事等潜水作業従事者配置要領

（改正　平成29年3月23日国港技第75号）

１．目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水士」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

２．定義

1) この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水士を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」、「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

2) この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水士をいう。

３．港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

1) 港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

2) 無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあっては、この限りではない。

４．潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

請負者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。

1) ２名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として１名を配置するものとする。

2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ．作業方法の決定、潜水士等の配置及び潜水作業の指揮

ロ．潜水士等に対する指導又は監督

ハ．異常時等における措置

ニ．他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場合）

ホ．合図者の指名

ヘ．合図の統一

3) ３名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として１名を配置するものとする。

4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。

イ. 潜水作業全般の統括業務と管理

ロ. 指揮者及び潜水士等に対する指導

ハ. 潜水作業全般の安全管理

ニ. 他の作業関係者との連絡・調整

5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

５．実施体制の表示

請負者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

６．資格証書等の携行

請負者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

（別表）

<table>
<tr><td colspan="2">作業区分</td></tr>
<tr><td>１．構造物基礎</td><td>６．水中鋲打</td></tr>
<tr><td>２．構造物設置据付</td><td>７．水中探査</td></tr>
<tr><td>３．水中コンクリート</td><td>８．水中調査測量査</td></tr>
<tr><td>４．水中掘削</td><td rowspan="2">９．その他
（前記に属さない作業）</td></tr>
<tr><td>５．水中溶接溶断</td></tr>
</table>

注）上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。